

青森県報

第二千七百七十五号

平成十九年
五月二日
(水曜日)

青森県告示第三百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき平成十九年三月三十日専決処分した平成十八年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領は、次のとおりである。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

平成十八年度青森県一般会計補正予算（専決第三号）の要領	（財政課）	一
危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	（防災消防課）	三
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変更の届出	（健康福祉課）	四
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変更の届出	（同）	五
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（高齢福祉課）	六
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（同）	六
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	（同）	七
特定計量器の定期検査の実施	（商工政策課）	七
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	（県民生化課）	九
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（県境再生対策室）	九
正 誤		
平成十九年四月十八日定例告示中	（高齢福祉課）	九
平成十九年三月三十日定例告示中	（林政課）	一〇

告 示

示

平成18年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成18年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ731,484,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	135,325,896	237,176	135,563,072
1	1 県 民 税	23,384,482	102,683	23,487,165
	2 事 業 税	31,774,645	281,490	32,056,135
	3 地 方 消 費 税	15,405,948	149,603	15,555,551
	5 た ば こ 税	3,436,096	△81,514	3,354,582
	12 軽 油 引 取 税	17,095,696	△215,086	16,880,610
3	地 方 譲 与 税	26,343,006	△2,979	26,340,027
	2 地 方 道 路 譲 与 税	3,281,944	△42,879	3,239,065
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	234,618	37,672	272,290
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	34,948	2,228	37,176
5	地 方 交 付 税	231,478,752	△284,832	231,193,920
	1 地 方 交 付 税	231,478,752	△284,832	231,193,920
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	590,838	△3,756	587,082
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	590,838	△3,756	587,082
12	繰 入 金	13,803,023	△1,686,246	12,116,777
	2 基 金 繰 入 金	13,676,468	△1,686,246	11,990,222
15	県 債	94,849,600	1,503,300	96,352,900
	1 県 債	94,849,600	1,503,300	96,352,900
	歳 入 合 計	731,721,631	△237,337	731,484,294
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総 務 費	36,434,757	△40,000	36,394,757
	1 総 務 管 理 費	21,732,028	△40,000	21,692,028
9	警 察 費	32,805,415	△41,287	32,764,128
	1 警 察 管 理 費	29,984,691	△41,287	29,943,404
10	教 育 費	154,221,982	△156,050	154,065,932
	2 小 学 校 費	55,113,659	△45,283	55,068,376
	3 中 学 校 費	31,623,497	△45,322	31,578,175
	4 高 等 学 校 費	38,784,836	△9,240	38,775,596
	5 特 殊 学 校 費	12,224,481	△56,205	12,168,276

歳 出 合 計

731,721,631

△237,337

731,484,294

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	2,122,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。 その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	2,268,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。 その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
河川事業	2,086,000				2,202,000			
海岸事業	1,220,000				1,281,000			
農業農村整備 事業	3,429,000				3,687,000			
災害関連事業	2,307,000				2,408,000			
治水事業	3,260,000				3,556,000			
治山事業	725,000				757,000			
漁港事業	3,414,000				3,723,000			
道路事業	14,725,000				14,855,300			
現年発生単独 災害復旧事業	175,000				164,000			
公園事業	943,000				1,009,000			
防災対策事業	11,000				10,000			
計	94,849,600				/			

青森県告示第三百八十一号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）第三の一の規定により公示する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習の種類並びに日時及び場所

1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場 所
平成十九年六月五日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		八戸市東白山台一丁目一の一 ウエルサンピア八戸
平成十九年六月二十日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十九年七月三日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十九年七月十日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		弘前市大字城東北四丁目一の一 つがる弘前農業協同組合
平成十九年九月五日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		三沢市大字三沢字堀口一七の二二 きざん三沢
平成十九年九月二十六日 午前九時三十分から午後零時三十分まで		青森市本町五丁目五の二二 青森県農業共済会館

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（一）に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十九年六月六日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十九年六月八日 午後一時三十分から午後四時三十分まで	上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一 の八 スワニ一
平成十九年九月二十七日 午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

3 1 及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日 時	場 所
平成十九年六月五日 午後二時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸
平成十九年六月二十日 午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター
平成十九年七月三日 午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館
平成十九年七月十日 午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合
平成十九年九月五日 午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一七の二一 八 きざん三沢
平成十九年九月二十六日 午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

二 受講対象者

1 危険物施設において危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし、当該作業に従事することになった日までの二年間に、危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）

2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者

3 1 及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成十九年五月七日から 同月二十五日まで
上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附一の八 スワニ一	平成十九年五月七日から 同月二十五日まで
五所川原市字幾世森二四の一五 ふるさと交流圏民センター	平成十九年五月二十一日から 同年六月十一日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一 下北文化会館	平成十九年六月四日から 同月二十二日まで
弘前市大字城東北四丁目一の つがる弘前農業協同組合	平成十九年六月十一日から 同月二十九日まで
三沢市大字三沢字堀口一七の二一八 きざん三沢	平成十九年八月六日から 同月二十四日まで
青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館	平成十九年八月二十日から 同年九月十四日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の二一 青森県警察本部交通管制センター二階

社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよう付（消印しないこと。）として納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七・七三三・五一〇〇）へ問い合わせること。

青森県告示第三百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	"		社会福祉協議会 人平川市福祉協議会		名称 居宅介護事業者
"	"		平川市柏木 町藤山一六		主たる所在地
訪問介護	通所介護		訪問介護		居宅介護の種類
社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 通所介護事業所	社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 通所介護事業所	社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 訪問介護事業所	名称 居宅介護事業所
平川市猿賀 南田九六の三	"	"	平川市碓ヶ 関三笠山一 二〇の一		所在地
"	"		平成 一九・四・一		年月日更

変更後	変更前	変更後
"	"	
"	"	
通所介護		
社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 通所介護事業所	社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 通所介護事業所	社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 訪問介護事業所
"	"	
"	"	

青森県告示第三百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	区分
	名称 介護予防事業者
	主たる所在地
	介護予防の種類
社会福祉協議会 人平川市福祉協議会 訪問介護事業所	名称 介護予防事業所
	所在地
	年月日更

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日
社会福祉法人青森合同会社	青森市奥野二丁目二七の一〇	あおぞら在宅介護相談センター	青森市奥野二丁目二七の一〇	平成一九・四・二
合同会社オウル	八戸市大字十日九市字長根一九の九	居宅介護支援事業所ふくろうの杜	八戸市大字十日九市字長根一九の九	平成一九・四・三

青森県告示第三百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人済寿会	黒石市寿町四三の三	介護予防通所リハビリテーション	寿デイケア	黒石市寿町四三の三	平成一九・四・六
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	介護予防通所介護	山郷館デイサービスセンター	弘前市大字百沢二八	"
社会福祉法人弘前市協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	介護予防訪問介護	山郷館デイサービスセンター	弘前市大字大久保字西田九二の三	"
社会福祉法人弘前市協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	介護予防訪問介護	山郷館デイサービスセンター	弘前市大字富野町一の七九	平成一九・四・二

青森県告示第三百八十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	介護予防訪問介護	津軽保健生活ヘルパーステーションいよんあじさ	弘前市大字向外字豊田二九四の一	"
------------	---------------	----------	------------------------	-----------------	---

実 施 期 日	実 施 場 所	検査対象区域
平成十九年六月十一日 午前十一時から正午まで	農村環境改善センター	深浦町
" 午後一時から午後三時まで	農村環境改善センター	深浦町
六月十二日 午前九時三十分から正午まで	深浦町役場	深浦町
" 午後一時から午後三時まで	深浦町役場	深浦町
六月十三日 午前九時三十分から午前十時三十分まで	黒崎地区排水処理施設	深浦町
" 午前十一時から正午まで	ふれあいと創造の館	深浦町
" 午後一時から午後二時まで	ふれあいと創造の館	深浦町
六月十四日 午前九時三十分から午前十一時三十分まで	つがる白神農業協同組合赤石支店	深浦町
" 午後二時から午後三時まで	支店	深浦町

六月二十七日	午後二時から 午後三時三十分まで	鳴沢 りんごセンター
六月十五日	午前九時から 正午まで	中央公民館
六月十八日	午前十時三十分から 正午まで	富滝公民館
六月十九日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 牛瀨支店
六月二十日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 繁田出張所
六月二十一日	午後一時から 午後三時三十分まで	車力防雪センター
六月二十二日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 館岡コミュニティ消防センター
六月二十三日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 川除支店
六月二十四日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	柏農村環境改善センター
六月二十五日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 玉稲営業所
六月二十六日	午前九時三十分から 正午まで	つがる市消防署森田分署裏車庫
六月二十七日	午後二時から 午後三時三十分まで	鳴沢 りんごセンター
六月二十八日	午前九時から 正午まで	中央公民館
六月二十九日	午前十時から 正午まで	富滝公民館
七月一日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 牛瀨支店
七月二日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 繁田出張所
七月三日	午後一時から 午後三時三十分まで	車力防雪センター
七月四日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 館岡コミュニティ消防センター
七月五日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 川除支店
七月六日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	柏農村環境改善センター
七月七日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 玉稲営業所
七月八日	午前九時三十分から 正午まで	つがる市消防署森田分署裏車庫
七月九日	午後二時から 午後三時三十分まで	鳴沢 りんごセンター
七月十日	午前九時から 正午まで	中央公民館
七月十一日	午前十時から 正午まで	富滝公民館
七月十二日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 牛瀨支店
七月十三日	午前九時三十分から 正午まで	つがるにしきた農業協同組合 繁田出張所
七月十四日	午後一時から 午後三時三十分まで	車力防雪センター
七月十五日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 館岡コミュニティ消防センター
七月十六日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 川除支店
七月十七日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	柏農村環境改善センター
七月十八日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 玉稲営業所
七月十九日	午前九時三十分から 正午まで	つがる市消防署森田分署裏車庫
七月二十日	午後二時から 午後三時三十分まで	鳴沢 りんごセンター
七月二十一日	午前九時から 正午まで	中央公民館
七月二十二日	午前十時から 正午まで	富滝公民館
七月二十三日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 牛瀨支店
七月二十四日	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 繁田出張所
七月二十五日	午後一時から 午後三時三十分まで	車力防雪センター
七月二十六日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 館岡コミュニティ消防センター
七月二十七日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 川除支店
七月二十八日	午前十一時三十分から 午前十二時三十分まで	柏農村環境改善センター
七月二十九日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがるにしきた農業協同組合 玉稲営業所
七月三十日	午前九時三十分から 正午まで	つがる市消防署森田分署裏車庫
七月三十一日	午後二時から 午後三時三十分まで	鳴沢 りんごセンター

六月二十七日	午前十時三十分から 正午まで	鳴沢 木造若草館
六月二十八日	午前九時から 正午まで	木造町農業協同組合柴田事業所
六月二十九日	午後一時から 午後三時三十分まで	林事業所
七月一日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月三日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月四日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月五日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月六日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月七日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月八日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月九日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十一日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十二日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十三日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十四日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十五日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十六日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十七日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十八日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月十九日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十一日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十二日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十三日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十四日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十五日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十六日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十七日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十八日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月二十九日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月三十日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫
七月三十一日	午後一時から 午後三時三十分まで	つがる市役所裏車庫

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十九年四月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あゆみの会

三 代表者の氏名

伊藤 一雄

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町蒼前西六丁目九の二二七八メゾン桃子一号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身に障害のある人たちが及びその家族に対して、地域生活を営む上で必要な支援、権利擁護、社会参画を促進するための支援、就労支援、職業能力の開発など総合的援助を行うと共に、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成十九年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

クボタ環境サービス株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の一

六 契約金額

九千百三十五万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

正

誤

高齢福祉保険課

発行年月日	区分	番号	ページ	段	行	誤	正
平成一九・四・一六 第二七六九号	告示	第三四一	一	下	表中	八戸市社会福祉協議会 八戸市社会福祉協議会 八戸市社会福祉協議会	八戸市社会福祉協議会 八戸市社会福祉協議会 八戸市社会福祉協議会

平成十九年 五月二日 第二七六一号	発行年月日 番号
告示	区分
号第二四四	番号
三	ページ
上	段
二三	行
土石採掘用地とするため	誤
指定理由の消滅	正

林 政 課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭